

## 信州大学附属図書館と安曇野市図書館との連携協力に関する協定書

信州大学附属図書館（以下「甲」という。）と安曇野市図書館（以下「乙」という。）は、両館及び地域の学術・文化の発展に資するため、図書館活動において相互に連携し、協力するため次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が図書館活動において相互に連携協力することにより、図書館サービスの向上、地域の学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- （1） 図書館資料の貸出及び返却に関すること。
- （2） 図書館資料の相互貸借に関すること。
- （3） 参考調査に関すること。
- （4） 図書館資料の分担保存に関すること。
- （5） 職員の資質向上のため研修に関すること。
- （6） 市民向け講習会に関すること。
- （7） その他甲及び乙が必要と認める事項。

### （実施）

第3条 連携事項の実施にあたっては、別に定める要綱等により実施するものとする。

### （有効期間）

第4条 この協定は、締結の日から発効し、3年間とする。但し、甲または乙いずれからも別段の申し出がなされない時は、この協定は自動的に更新されるものとする。

### （細目）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者明記のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成22年7月15日

甲 信州大学附属図書館長

笹本正治



乙 安曇野市長

官澤宗弘



## 信州大学附属図書館と安曇野市図書館との資料相互貸借取り扱い要領

平成 22 年 7 月 15 日  
信州大学附属図書館長承認  
安曇野市中央図書館長承認

- 1 この要領は、信州大学附属図書館と安曇野市図書館との連携協力に関する協定書第2条第2項に基づき、両館が所蔵する資料の相互貸借の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (用語の定義)

- 2 この要領において用いる用語の定義は、次に定めるところによる。
  - (1)「利用細則」とは、信州大学附属図書館利用細則をいう。
  - (2)「管理規則」とは、安曇野市図書館管理規則をいう。
  - (3)「相互貸借」とは、利用細則第24条に基づく相互利用のうち、安曇野市図書館からの依頼により資料の貸出しを行うこと及び管理規則第 7 条に基づき、信州大学附属図書館からの依頼により貸出しを行うことをいう。
  - (4)「所蔵館」とは、利用申込みがあった資料を所蔵する図書館をいう。

### (利用者)

- 3 相互貸借を利用することができる者(以下「利用者」という。)は、信州大学附属図書館並びに安曇野市図書館において資料の貸出しを受けることができる者とする。

### (利用窓口)

- 4 相互貸借を行う図書館は、信州大学松本合同図書館並びに安曇野市中央図書館とする。

### (利用手続き)

- 5 信州大学附属図書館並びに安曇野市図書館が所蔵する資料の貸出しを受けたい利用者は、それぞれ所定の申込書へ記入し、申し込むものとする。

### (申込書の送信)

- 6 信州大学附属図書館並びに安曇野市図書館で受け付けた申込書は、その都度ファクシミリで所蔵館に送信するものとする。

### (発送・回答)

- 7 申込書を受信した所蔵館は、速やかに資料の発送手続きを行うこととする。貸出しが行えない場合には、申込書にその理由を記しファクシミリで回答するものとする。

### (信州大学の貸出条件)

- 8 信州大学附属図書館が貸出すことができる資料は、各図書館が所蔵するもののうち、開架している資料で、次に掲げるものを除く。
  - (1) 参考図書
  - (2) 雑誌
  - (3) 新聞(縮刷版含む。)
  - (4) 視聴覚資料
  - (5) 電子情報資料
  - (6) その他図書館長が指定した資料

## 信州大学附属図書館と安曇野市図書館との資料返却サービスに関する申し合わせ

平成 22 年 7 月 15 日  
信州大学附属図書館長承認  
安曇野市中央図書館長承認

- 1 この申し合わせは、信州大学附属図書館と安曇野市図書館との連携協定書(以下、「協定」という。)第2条第1項に基づき、両館が所蔵する資料の返却の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (利用者)

- 2 この返却サービスを利用することができる者(以下「利用者」という。)は、信州大学附属図書館並びに安曇野市図書館において資料の貸出しを受けることができる者とする。

### (返却手続き)

- 3 信州大学附属図書館並びに安曇野市図書館の利用者は、借用資料を以下の図書館カウンタへ直接返却できるものとする。
  - (1)信州大学松本合同図書館
  - (2)安曇野市中央図書館

### (対象資料)

- 4 この返却サービスで扱う資料種別は図書(安曇野市図書館にあつては雑誌も含む)で、視聴覚資料は対象としない。

### (返却図書の取り扱い)

- 5 信州大学附属図書館へ返却された安曇野市図書館の資料は、FAX によって図書ID等を安曇野市中央図書館へ連絡のうえ、毎週月曜日の午後に使送により安曇野市中央図書館の職員へ渡すものとする。
- 6 安曇野市中央図書館へ返却された信州大学附属図書館の資料は、FAX によって図書ID等を信州大学附属図書館へ連絡のうえ、月曜日の午後に安曇野市中央図書館から使送により配送され、信州大学附属図書館の職員が受け取るものとする。但し、配送指定曜日になっても返却冊数が 5 冊に満たない場合は、郵送により取り扱うこととする。
- 7 付録の不備や汚破損が利用者によることが明白な場合は、受け取らずに貸出館へ直接返却するよう案内する。また、これら「問題のある本」がブックポストへ返却された場合などは、その都度 FAX 「連絡票」へ図書 ID や状況等を記載して送信する。

### (その他)

- 8 この申し合わせに定めがない事項は、信州大学附属図書館と安曇野市中央図書館が協議のうえ決定する。